

村 民 各 位

天龍村長 永 嶺 誠 一

5月22日以降の天龍村としての対応について

～「新しい生活様式」の定着に向けて～

1 現状・基本認識

令和2年5月21日、国による緊急事態宣言の対象区域が変更され、改めて長野県を含む42の府県で緊急事態宣言が解除となりましたが、政府対策本部の判断としては、緊急事態宣言を継続する地域以外については、基本的な感染防止策の徹底と、感染状況等の変化に応じた迅速かつ適切な感染拡大防止の取り組みを行う必要があるものとされています。

長野県においては、直近1週間(5月15日から21日まで)において新規の感染者は確認されておらず、感染状況は落ち着いた状況が続いていますが、県の基本認識として「新しい生活様式」への移行の推進に重点を置きながら、新型コロナウイルスへの対応が長期間に及ぶことを前提に、過度のゆるみをもたらすことなく、細心の注意を払いつつ、感染防止対策と経済再生を両立させる取り組みを、鋭意進めることとしております。これに準じ、当村においても5月31日までの間の対策について、引き続き、以下の3点を重点として進めます。

- 1 村民の皆様の行動変容を一層強く促します
- 2 県外との往来をできる限り抑制します
- 3 「新しい生活様式」への移行を推進します

なお、状況によっては国や県の動向を見きながら、感染拡大の兆しがあればさらに対策の強化を図るなど、住民の生命を守ることを最優先に臨機応変の対応を行います。

2 村民の皆様の行動変容を進めるための取組《重点1》

(1)外出に関する要請

外出に際しては、「人との接触機会の低減」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行うよう、呼びかけを行います。

また、「三つの密」が生じ、クラスターの発生のおそれのある施設への訪問は避けるようお願いします。

なお、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくことを心がけてください。

(2)基本的な感染防止策の徹底

発熱等の風邪症状がある場合や、家族に風邪症状がある場合は外出をしないよう村民に

呼びかけていくとともに、これまで村民の皆様をお願いしてきた基本的な感染防止策(3つの密を徹底的に避ける、手洗いの励行、人と人との距離の確保など)の徹底も呼びかけてまいります。

(3) 村民に対する周知

緊急事態宣言の区域の変更を受け村としての対応や、村の公共施設の対応内容、村主催の行事・イベント等の開催対応などの具体的な情報については、引き続いて、行政無線、CATV、村のホームページ等を通じて村民の皆様へ周知いたします。

3 県外との往来をできる限り抑制するための取組《重点2》

(1) 県外への移動・往来

5月31日までの期間においては、できる限り身近な地域に留まるようお願いします。

(2) 特定警戒都道府県との往来自粛、観光・宿泊施設等に対する協力依頼

特定警戒都道府県との往来自粛をお願いします。

また、5月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止対策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営について検討の協力をお願いします。

(3) 特定警戒都道府県からの来県者に対する14日間の外出自粛等の徹底

県では、5月31日までの期間において、特定警戒都道府県に滞在していた者に対し、その翌日から14日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう呼びかけ、仕事については在宅勤務等による対応の呼びかけを行っており、これを周知します。

(4) 特定警戒都道府県からの帰省の自粛

5月31日までの期間においては、特定警戒都道府県からの不要不急の帰省は、行わないよう呼びかけを行います。

なお、帰省した場合には、その翌日から14日間を経過するまで健康観察を行っていただくとともに、医療機関への通院、食料品・生活必需品の買い出しなど必要な場合を除き外出しないよう呼びかけを行います。

4 「新しい生活様式」への移行を促進するための取組《重点3》

(1) 感染防止策への協力の要請

運営する施設に対して、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底の要請を継続します。

(2) 「新しい生活様式」の周知

「新しい生活様式」の実践について村民に周知し、定着を促進します。

※「新しい生活様式」の実践例(別添のとおり)

(レジに並ぶときは前後にスペースをとる、公園はすいた時間・場所を選ぶ、公共交通機関は混んでいる時間帯を避けて利用、多人数での会食は避ける等)

(3) 村立学校、村有施設、村主催イベント等についての対応

〔学校の休業等〕

村立の小中学校は、5月24日(日)まで休業を継続します。この間において、感染リスクを可能な限り軽減しつつ臨時的登校を設ける等、段階的に学びを継続する環境づくりに努めます。なお、5月25日(月)より再開いたします。

〔村有施設等の休止〕

村有施設については、5月31日までの間は、特定警戒都道府県から人を呼び込むことのある施設は休止を継続し、主として村民が使用するための施設については、感染防止策の徹底を図りながら、再開に向けた取組を行ってまいります。

なお、天龍村公共施設等における対応は別表1のとおりです。

〔村主催の行事・イベント等の対応〕

村主催の行事・イベント等については、5月31日までの間は、可能なものは延期を検討することとしますが、参加者が特定できる村民向けのイベントであって、開催の必要性が高いものについては、感染防止策の徹底を図りながら、実施できるものとします。ただし、参加者が50名を超えるような大規模なもの、屋内で行われる等感染リスクが高いもの等は実施しません。

また、5月31日までの間は、民間が主催するイベント等についても、大規模なものなど、三つの密が生じ、感染リスクが極めて高い場合には、主催者に中止又は延期を要請します。

なお、既に5月に開催が予定されていた行事開催における対応については別表2のとおりです。

5 人権への配慮

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など住民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行います。

また、「特定警戒都道府県」など感染が広がっている地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に、人権に配慮した取組を行います。

5月22日から5月31日までの間における要請等(天龍村内)

(1)外出・往来について

外出に際しては、「人との接触機会の低減」(在宅勤務、時差勤務の推進等を含む)、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク(布マスク等で可)着用」、「訪問先での換気の徹底」などを村民に呼びかけていきます。

また、5月31日までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行っていただくようお願いします。

ただし、特定警戒都道府県への移動、往来については自粛するよう要請します(特措法第24条第9項)。

(2)運営する施設に対する適切な感染防止策の徹底の要請の継続

運営する施設に対しては、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底の要請を継続します(特措法第24条第9項)。

また、業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知・徹底を図ります。

(3)観光・宿泊施設等について

5月31日までの期間においては、観光・宿泊施設等に対し、感染防止策の徹底と特定警戒都道府県から人を呼び込まない運営についての検討の協力を依頼します(法に基づかない措置)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 営業を行う場合においては、適切な感染防止策をとるよう協力を依頼します。○ 特定警戒都道府県に向けた営業活動は行わないようお願いします。○ 観光施設等においては、特定警戒都道府県からの利用を控えていただくよう周知するとともに、入場時に氏名、連絡先、入場時間等の記入を依頼します。 |
|--|

(別添)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □ 咳エチケットの徹底 □ こまめに換気
- 身体的距離の確保 □ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □ 時差通勤でゆったりと □ オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □ 名刺交換はオンライン □ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

(別表1)

天龍村公共施設等における当面の対応について

令和2年5月22日
天 龍 村

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域が変更されたことを受け、当村における公共施設等は、当面下記の対応を行うこととします。
ただし、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、対応の内容を見直す場合があります。

記

施 設 名	所 管 課 (係 名)	対 応 内 容	実 施 期 間
和知野川キャンプ場	地域振興課 (商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月16日～令和2年6月30日
大河内森林公園キャンプ場	地域振興課 (商工観光係)	全施設を閉鎖します。	令和2年5月16日～令和2年6月30日
ニセンジパターゴルフ場	地域振興課 (商工観光係)	営業再開 (火曜定休日)	令和2年5月20日 (水) ～
天龍温泉おきよめの湯	天龍温泉	全館 (レストランゆとりを含む) 休業いたします。	令和2年5月16日～令和2年5月31日

教育委員会関係施設使用制限について

【基本的事項】			
(1) 制限期間【令和2年(2020年)5月7日(木)から令和2年(2020年)5月31日(日)まで】 (2) 利用可能者は村内在住の者に限る。(村出身者であっても他の市町村在住の者の使用は認められません) 利用者全員の名簿をご提出ください(万が一、利用者の中に感染者がいた場合、後日確実に全員に連絡および調査が行えるようにするため)。 本名簿はこの目的以外には使用しません。 (3) 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」とならない配慮をお願いします。(換気の徹底、隣の方と2m以上の間隔を保つ等)			
施設名	使用可否	備考	連絡先
天龍村文化センターなんでも館	一部制限	・文化伝承センター(ホール)は使用禁止。 ・上記以外の会議室等を利用される場合、長時間の滞在はご遠慮ください。	天龍村教育委員会事務局 電話 0260-32-3206
天龍村図書館	一部制限	・利用可能な時間は30分以内とします。 ・館内での飲食は禁止です。	
天龍村村民体育館	閉鎖		
天龍村営グラウンド	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村テニスコート	一部制限	教育委員会へ事前申し込みがあった村内在住の者に限り許可する。 申込受付は平日の朝8時半から夕方5時15分までとなります。 事前申込のない使用については禁止させていただきます。	
天龍村コミュニティーセンター	一部制限	・利用可能な時間は1時間以内とします。	

その他関係施設

施 設 名	管 理 者	対 応 内 容	実 施 期 間
ふれあいステーション龍泉閣	ふれあいステーション龍泉閣	1階レストラン 昼のみ営業 11:00～13:00(時間短縮) 5/18, 25の月曜日は休業	令和2年5月19日～ 令和2年5月31日
		4階ラウンジ 予約のみ営業 17:00～20:00 (アルコール提供は19:00まで)	令和2年5月19日～ 令和2年5月31日
		龍泉の湯 休業。	令和2年5月16日～令和2年5月31日
養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
特別養護老人ホーム天龍荘	天龍村社会福祉協議会	面会は全面禁止。職員は就業前の検温実施、マスク着用。	当面
天龍村デイサービス	天龍村社会福祉協議会	利用者は利用前に検温して、通常営業	当面

(別表2)

5月の村等主催行事開催における対応について

令和2年5月22日
天 龍 村

令和2年5月21日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が変更され、長野県を含む42の府県が解除されたことを受け、5月に予定されています天龍村が主催する行事・会議等につきまして、下記の対応を行うこととしますので、ご理解をお願いします。

記

行事・会議名称(担当課)	開催予定日	対応内容
さわやか運動教室(住民課)	5月28日(木)	感染防止のための対策を講じたうえで開催。ただし、状況により中止・延期の可能性あります。
オレンジカフェ(住民課)	5月26日(火)	中止
天龍ピカピカ大作戦 (建設課)	5月26日(火)	小学校関係者のみで対応し、感染防止のための対策を講じたうえで開催。ただし、状況により中止・延期の可能性あります。

※上記にない行事・会議につきましては、参加者や構成員が特定されているために、省略されている場合がありますので、お問い合わせは事務局へ直接お願いします。